

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

本證寺境内の価値と史跡指定

本證寺は、永禄6～7年(1563～1564)の三河一向一揆にあたり松平(徳川)家康と対峙した中心寺院のひとつである。天正13年(1585)の赦免後に旧地で復興した本證寺は現在も境内を囲む内堀、本堂等の遺構や聖徳太子絵伝などの法宝物が多く、今に伝えられている。

また堀と土塁が良好に残っていることから昭和34年(1959)に「本證寺境内地」として愛知県指定史跡となった。その後、家康が三河を統一する画期となった三河一向一揆に関わる寺院境内地として重要であるとともに、浄土真宗寺院の伽藍の在り方をはじめ、我が国の仏教信仰の在り方を知る上で重要であることから、平成27年(2015)3月にかつての寺内を含めた範囲が「本證寺境内」※として国の指定を受けた。

本證寺境内におけるこれまでの調査・計画、活用等の経過

国史跡指定に先立ち、本證寺において保存継承されてきた文化財の解明のため、考古学・歴史学・建築学等各種調査・検討、現存遺構の修復等を実施している。また三河一向一揆の拠点となった遺跡として、保存をより確かなものとするために、遺構確認の調査を継続的に実施している。

江戸時代から続く本證寺の年中行事「おきょうえんさん」では、かつて外堀で囲まれていた寺内コミュニティが脈々と継承され、また近年は住民主体による内堀のハスの復活や各種イベントの開催など、境内の多様な活用が図られ交流の場となっている。

史跡「本證寺境内」の保存と活用整備の具体化のための計画

安城市では本證寺境内の文化財としての価値の次世代への継承を図るため、平成21年(2009)3月に「本證寺境内地保存整備基本構想」を、平成26年(2014)3月には将来の整備を視野に入れた「本證寺境内地保存活用基本計画(第1次)」を策定し、保存整備に向けての方針等を定めてきた。その後、寺内の主要部分が史跡に指定されたことを受け、史跡の保存管理、活用・整備等の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である「国指定史跡本證寺境内保存活用計画」を平成28年(2016)3月に策定した。

平成27年(2015)の史跡指定後に策定された第8次安城市総合計画(平成28～令和5年度[2016～2023年度]の8か年計画)においては、国史跡指定を機に本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用する方針を示している。このように上位計画に位置づけられた、史跡本證寺境内の確実な保存とその有効活用を図るために、近年の公有化等の進捗状況や最新の調査成果を反映した第2次にあたる整備計画を立案することとなった。

※江戸時代の本證寺は、本證寺の寺院境内と外堀内側の百姓家などを含めた範囲を「寺内」と呼んでいた。指定名称の「本證寺境内」はかつての「寺内」の範囲である。本書では「史跡本證寺境内」は「寺内」の範囲をいい、「本證寺」とは現在の本證寺現境内のことをいう。

第2節 計画の目的

安城市のまちづくりの基本的な方針を示した第8次安城市総合計画 後期計画(令和2～5年度[2020～2023年度])で、文化・芸術の分野においては「歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指す」としている。本計画は史跡本證寺境内の保存と活用を進めることで、文化財の価値を顕在化し、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、これを一体的に活用することで、「まちへの愛着・誇りの醸成」の拠点となることを目指している。

本計画は、現状の課題と整備の方向性を踏まえ、本證寺境内に現存する遺構の整備、地下遺構等の価値の顕在化を図るための整備手法や、公開活用に必要な便益施設等の整備などの方針、事業化計画等を示すものである。

第3節 検討会議の設置

計画策定にあたっては学識経験者や地元有識者、地元関係者からなる史跡本證寺境内整備検討会議を令和元年9月に設置し、参加者から史跡本證寺境内の保存・活用・整備等に関して意見を聴取して計画内容に反映した。

表 1-1 史跡本證寺境内整備検討会議の構成

	指名理由	氏名	所属・肩書等		
参加者	学識経験者	村岡 幹生	中京大学名誉教授 中世史		
		鈴木 正貴	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター 調査課長 考古学		
		丸山 宏	名城大学名誉教授 造園学		
	地元有識者	岩田 敏也	安城市文化財保護委員	東海工業専門学校 非常勤講師	建築史
		川崎 みどり	安城市文化財保護委員	日本考古学協会会員	考古学
		安藤 弥	安城市文化財保護委員	同朋大学教授	仏教史
	地元関係者	小山 興圓	本證寺住職		
		矢田 正勝	野寺町代表	本證寺ハスの会	
		牧 浩之	桜井地区文化財保存会		
助言者	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官			
	野木 雄大	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官（～令和4年まで）			
	山内 良祐	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師			

表 1-2 史跡本證寺境内整備検討会議の開催一覧

年月日	開催数	検討内容
令和元年 11月4日	第1回	史跡整備の経過と進捗、今後の方向性、石垣修理等について
令和2年	1月13日	整備の時代設定、遺構の保存・顕在化策・水環境等について
	3月19日	整備の目的、理念について、調査計画について等
	9月8日	計画の対象範囲、基本理念、ゾーニング等について

令和3年	2月27日	第5回	基本理念等修正案、外堀西エリア整備方針等について
	3月14日	第6回	現地視察：石垣修理、発掘調査、整備方針について
	7月20日	第7回	石垣修理方法、雨水排水、土塁の復元検討について
令和4年	3月9日	第8回	石垣修理方法、整備計画、発掘調査について
	3月27日	第9回	現地視察：整備計画、発掘調査について
	7月26日	第10回	現地視察：石垣修理、ゾーン及びエリア整備について
	12月13日	第11回	石垣修理方法、整備基本計画全般及び整備計画内容について
令和5年	4月23日	第12回	パブリックコメント及び整備計画内容全般について

第4節 計画の対象範囲

江戸時代の本證寺寺内は、内堀に囲まれた範囲と、その外側の百姓家や寺中(角寺)などを含む外堀で囲まれた範囲の二重の構造からなる。史跡指定されている範囲は、現境内地と外堀に囲まれた寺内の一部である。他に保存活用のために公有化された南西側外堀隣接地も含む。寺内の未指定地については史跡と同等の価値を有することから、可能地における追加指定や景観の保全等が想定される。

よって、本計画の対象範囲は、史跡本證寺境内及び史跡と同等の価値を有する外堀で囲まれた寺内の範囲とその隣接地とする。

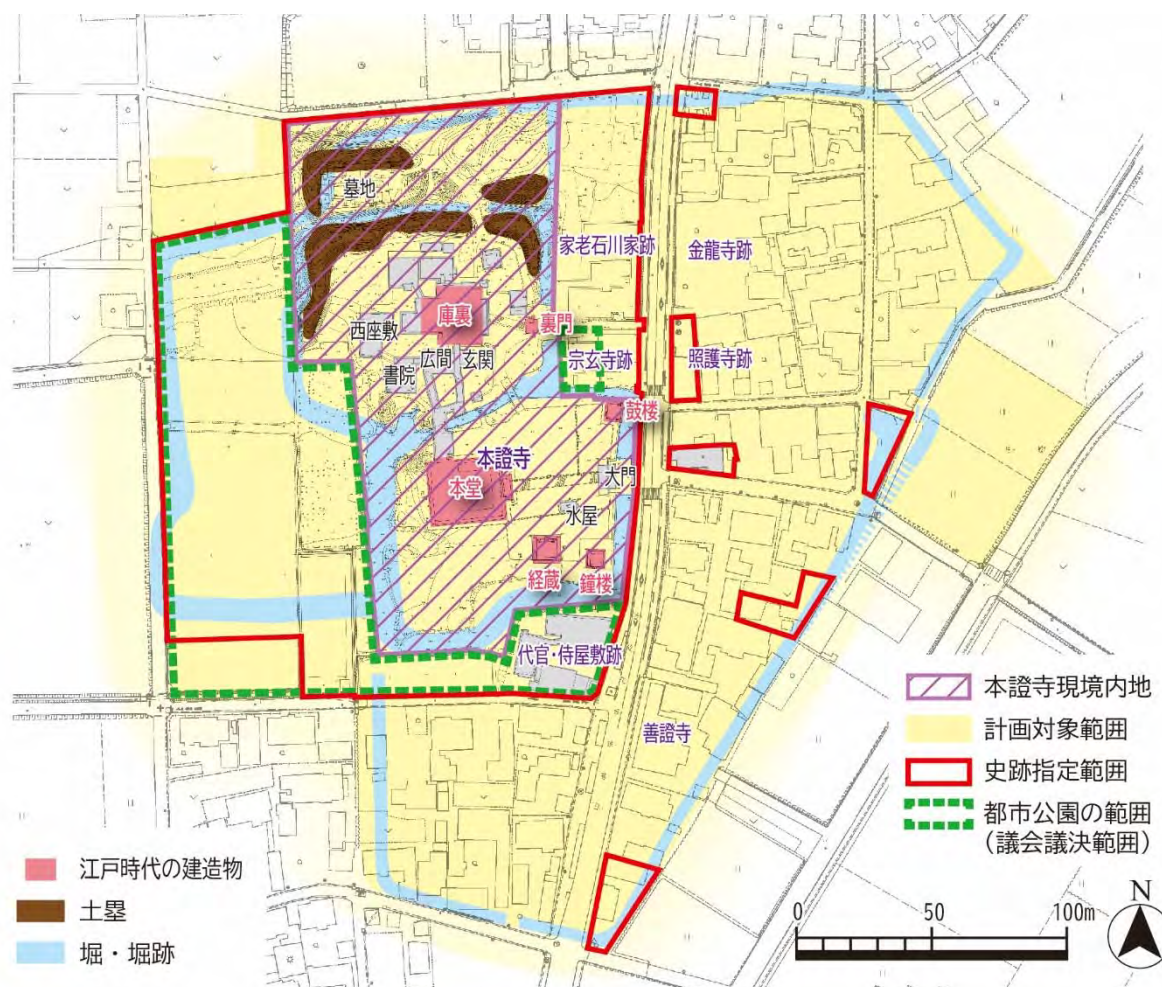


図 1-1 計画の対象範囲図

第5節 計画の期間

本計画は保存・整備を段階的に取り組むとしている。このうち本證寺や公有化が完了した整備予定区域(【図1-1】の都市公園の範囲)など整備・供用を目指している範囲を第Ⅰ期整備事業(短期事業)とし、市制75周年にあたる令和9年(2027)に、公園予定区域の供用開始を目標とする。

また第Ⅰ期整備事業のうち継続的整備や、その他の史跡指定地内の整備や今後の追加指定に伴う整備内容については、おおよそ20年間(中長期事業)の具体化に向けての取組内容を示すものとする。

第6節 関連計画等との関係

○ 第8次安城市総合計画 後期計画 (令和2～5年度[2020～2023年度])

安城市の今後のまちづくりに向けた施策である本計画では、目指す都市像を「幸せつながる健康都市・安城」とし、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」としている。

分野別計画では、観光で「本證寺などの歴史資源(中略)を活用する」、文化・芸術で「国指定史跡本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用する」としている。

○ 第2次安城市教育大綱 (令和2～5年度[2020～2023年度])

安城市の教育行政を推進するための基本方針を示したもので、文化・芸術分野では「歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指す」としている。具体的には、国指定史跡本證寺境内の保存と整備の推進、歴史博物館の展示や事業の魅力向上、歴史資源の整備にあわせた散策コースの増設・充実と地域住民等の協働による歩いて楽しいまちづくりの推進を掲げている。

○ 本證寺境内地保存活用基本計画(第1次) (平成25～令和4年度[2013～2022年度])

本證寺境内地を、史実に忠実な復元と魅力的な活用をすることで、「まちづくり」の中心となる史跡公園として整備していく計画。①本證寺の価値の保存 ②堀や土塁などの復元 ③史跡公園整備 ④魅力の発信 ⑤イベントやボランティアの支援 ⑥歴史を継承する人材の育成を策定のねらいとしている。

○ 国指定史跡 本證寺境内保存活用計画 (平成28年[2016]3月策定)

第1章_第1節で示したように、平成27年(2015)3月10日に「本證寺境内」として国の史跡に指定されたことを受けて、史跡の適切な保存管理と活用、整備を目指して平成28年(2016)3月に「国指定史跡 本證寺境内保存活用計画」が策定された。策定にあたっては、これまで策定された「本證寺境内地保存活用整備基本構想」(平成21年[2009]3月策定)、「本證寺境内地保存活用基本計画(第1次)」(平成26年[2014]3月策定)といった計画を踏まえ、最近の発掘調査・史料調査等の成果や地元住民・地権者等の意向、本計画にあたり設置された検討会議の議論等を反映したものとなっている。

この中で史跡指定地のうち、現在の本證寺境内地と公有地の範囲との一体的な保存活用を図るため、活用整備の計画を示している。

○ 安城市文化振興計画（令和3～12年度[2021～2030年度]）

安城市の文化芸術が振興するための施策を示したもので、市民が文化芸術活動に主体的に参加することを目指している。史跡整備においては、本計画で取り扱っている国指定史跡本證寺境内を念頭に、市民参加による地域創造につながる史跡整備（「市民が歴史や文化を主体的に楽しめる歴史まちづくり」の推進）を掲げている。

本計画は、第2節にあるように上位計画の第8次安城市総合計画後期計画で謳っている「まちへの愛着・誇りの醸成」の拠点のひとつと位置づけ、そのための内容を盛り込んだものである。分野別計画の観光の項では本證寺等の歴史資源の有効活用、文化・芸術では「国指定史跡本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用する」とするなど、本證寺の整備をまちづくりの重要な手段の一つとしてとりあげている。

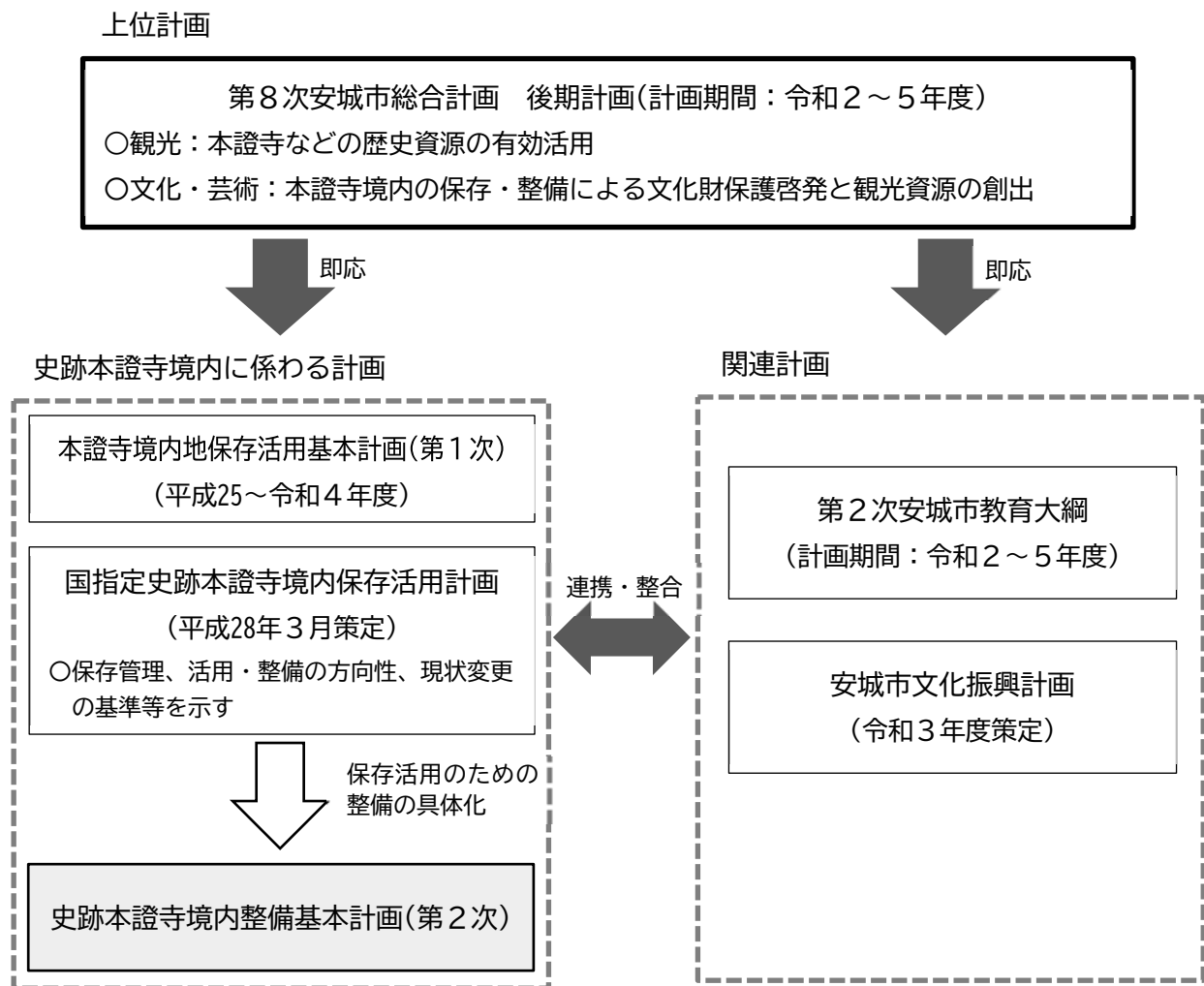


図 1-2 関連計画との関係

第2章 計画地周辺の環境

第1節 位置と自然的環境

(1) 位置

計画地(本證寺境内及び周辺)が所在する安城市は、愛知県の西三河地域、西三河平野のほぼ中央、矢作川の西岸に位置する。北から時計回りに豊田市、岡崎市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、知立市と接する。

安城市には国道1号や国道23号などの幹線道路が東西に横断し、東海道新幹線や東海道本線、名鉄名古屋本線・西尾線などの鉄道路線によって、県内各市と結ばれている。

本證寺境内は、安城市の南東部に位置し、県庁所在地である名古屋市から直線距離で約35km、岡崎市から約10km、豊田市から約20km、豊橋市から約30kmの場所にある。

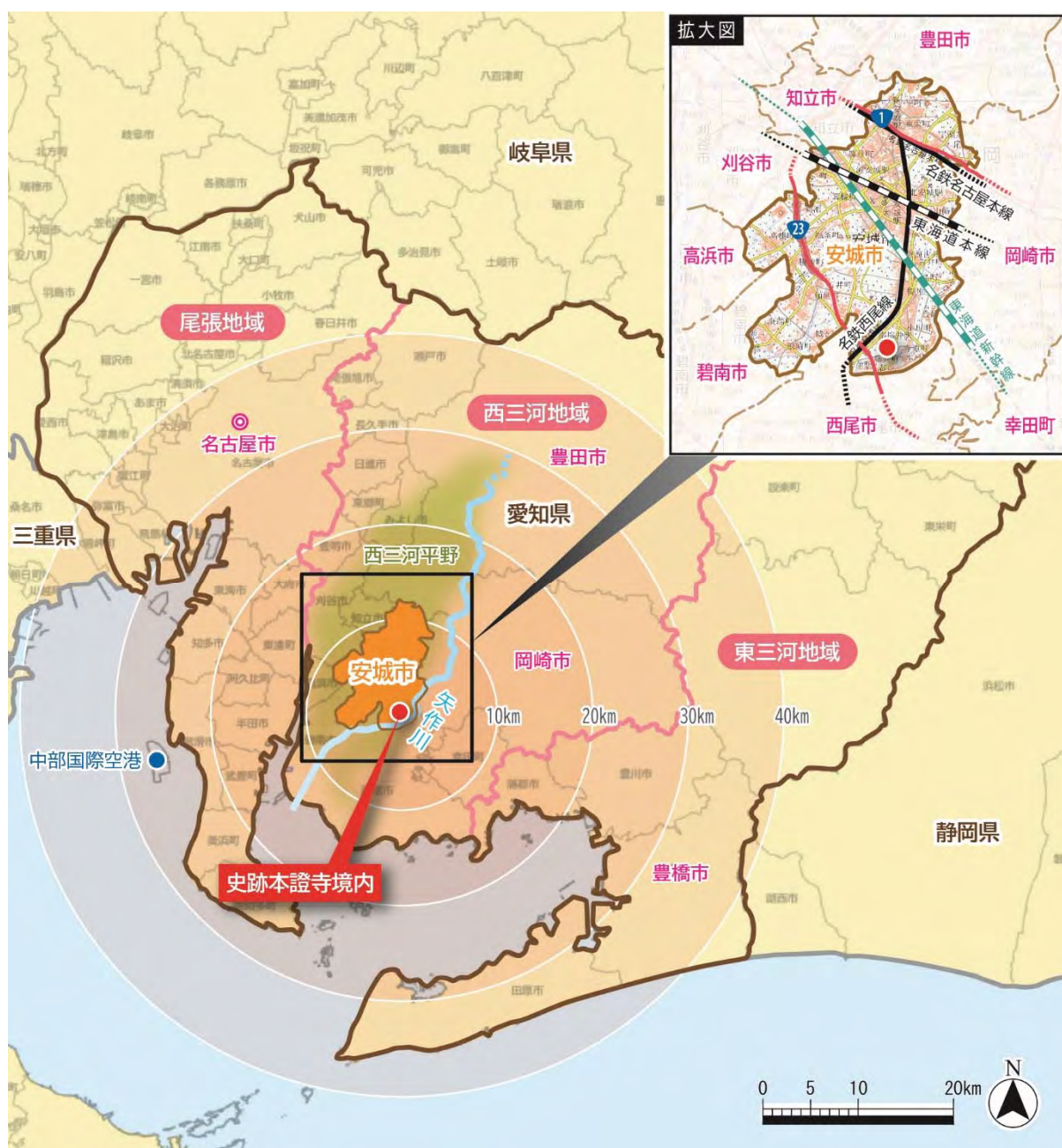


図2-1 位置図

(2) 自然的環境

① 気候

安城市は愛知県内では降水量が少なく、年間を通じて気温が高めである。平成4～令和3年(1992～2021)までの30年間の年間平均気温が16.4℃で、年降水量は1,392mmである。

令和3年の安城市の気象の記録をみると、7・8月は月の平均気温が25℃以上となり、最も気温が下がる1月の平均気温は5.4℃であった。年間降水量は1,570mmと平年より多く、特に3月と8月が平年より多かった。

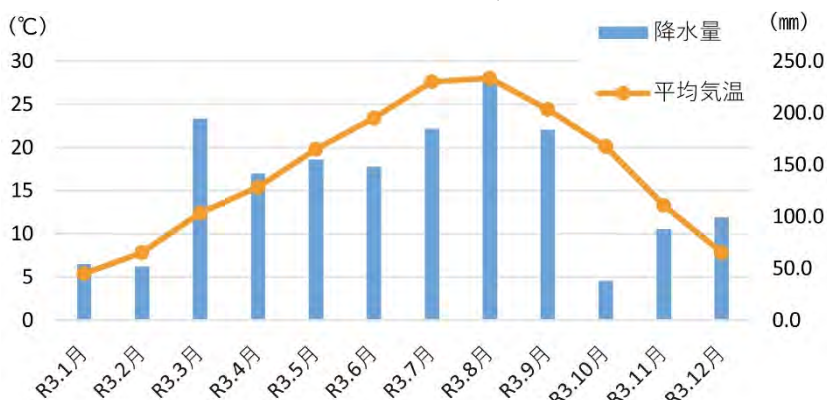


図2-2 安城市の気温と降水量 (2022 安城の統計より)

② 地形・地質・水系

ア) 安城市域

安城市域は南北14.7km、東西10.0kmで市域面積は86.01km²で、西三河平野の中央部を占めている。

西三河平野の主要部は、洪積台地によって占められており、この台地は高位から三好面、挙母面、碧海面、越戸面の4地形面に分けられる。安城市の主要部は西三河平野において最も広い面積を占める碧海面にある。地形は、碧海層からなる碧海台地と、その東側の矢作川の沖積低地、南西側の油ヶ淵低地に分けられる。北部には丘陵部が見られるが、標高差は約27m(標高0.5～27.7m)と全体的に平坦であり、大部分は標高10～20mの平坦な地形となっている。

碧海台地は沖積地より標高が高く水を引くことが出来なかったため、長らく水に恵まれないやせ地であったが、明治用水の完成により優良農業地帯となった。明治用水は、市域南東部を流れる一級河川・矢作川の上流、豊田市水源町にて取水し、台地上に建設した水路から、安城市・豊田市など8市に水を供給する。

市内を流れる河川は、矢作川水系、高浜川水系、境川・猿渡川水系の3つの水系に分割でき、いずれも隣接する市を経て最終的には三河湾へ注ぐ。矢作川沿いに小規模ながら崖線などの傾斜地を有している地域が見られる。



図2-3 表層地質図 (「安城市地域防災計画」P4に加筆)

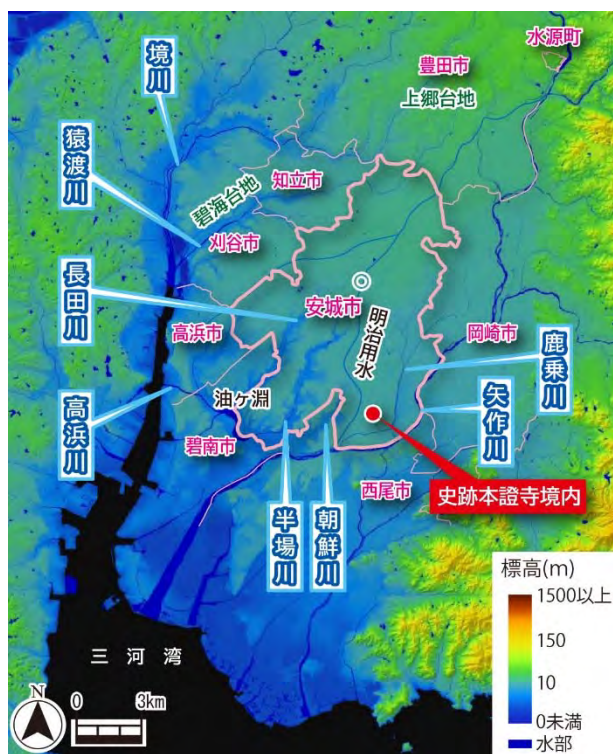


図2-4 地形水系図：国土地理院デジタル標高図
〔愛知県〕資料番号：D1-No.965 に加筆

イ) 計画地周辺

計画地は碧海台地(洪積台地)東縁に近い安城市南東部に位置する。碧海台地の東側を南流する矢作川沿いには沖積平野が形成され、沖積地と洪積台地の境付近を矢作川支流の鹿乗川が並行するように流れる。計画地からは鹿乗川が南約0.3km、矢作川が南約1kmの距離にある。碧海台地の東を南流する二つの河川は計画地付近で流れを西に変えて碧海台地を横断する形となる。この台地内を流れる部分は、慶長5年(1605)に現在の矢作古川付近から南下していた流路に、新たに開削して加えたものである。鹿乗川も、かつては台地を横切ることなく南下して矢作川に合流していたが、天保2年(1831)及び同9年の台地開削によって、現在のように台地内を流れるようになった。本證寺が建立された中世に付近には大きな河川は存在していなかった。碧海台地上は一様の平坦面ではなく僅かな地形の起伏があり、計画地付近は北からの雨水が集まりやすい地形といえる。発掘調査では本證寺西側で戦国期～江戸時代に存在した沼跡が検出された。また、一部の内堀からは湧水が確認されている。

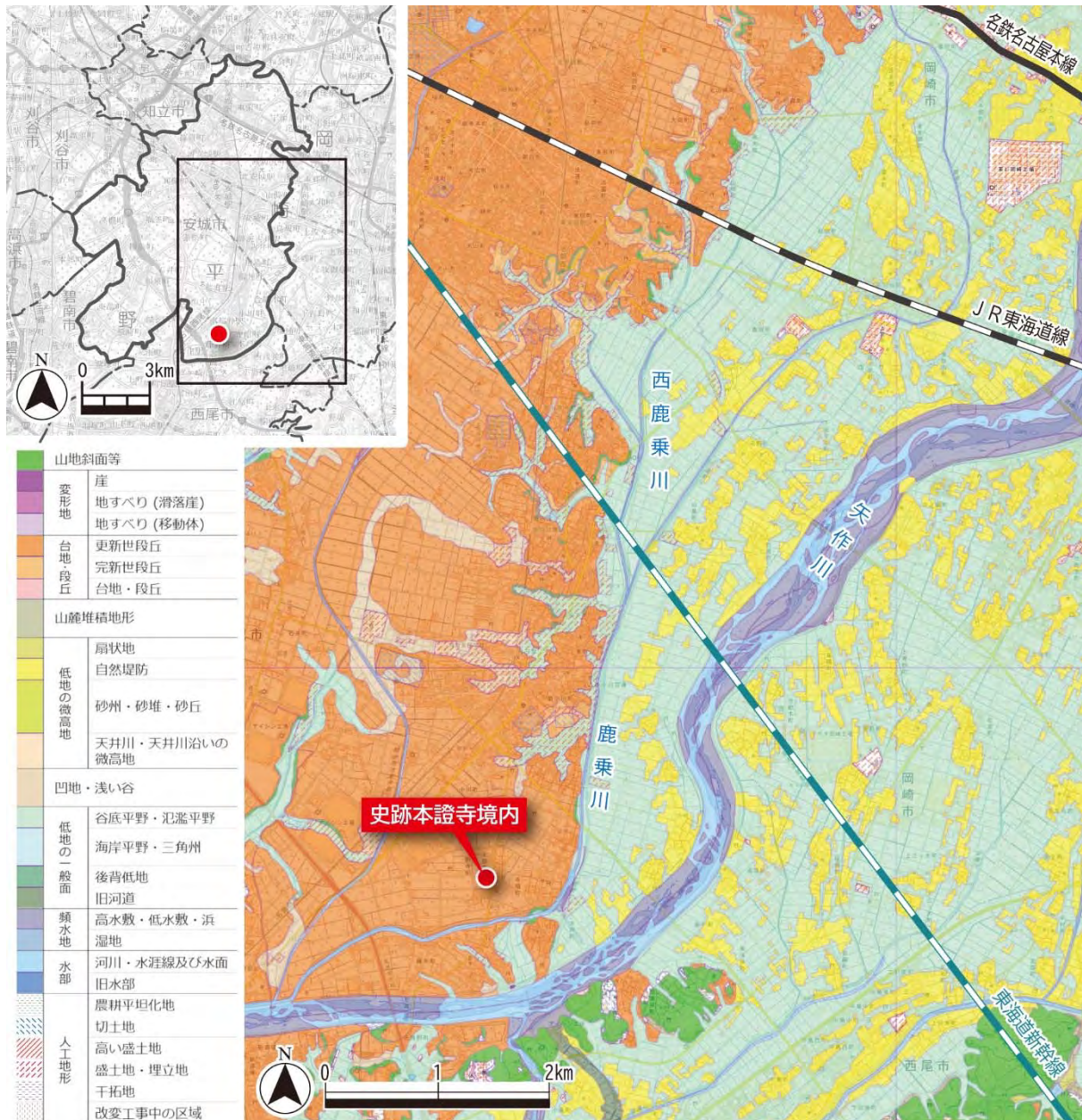


図 2-5 計画地周辺の地質図

(国土地理院 土地条件図に加筆)

③ 植生

愛知県の植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等として利用されてきたため、自然植生は社寺林などにわずかにシイ・タブなどが残っているにすぎない。本證寺北側にある神明社・小河天神社合殿や南側の春日神社、野寺八幡社では、社寺林としてシイ・カシ二次林がまとまってみられる。春日神社境内のシオデ、クサスゲ、ヒメカンスゲ、熊野神社境内のヤマザクラの自生なども見られる。

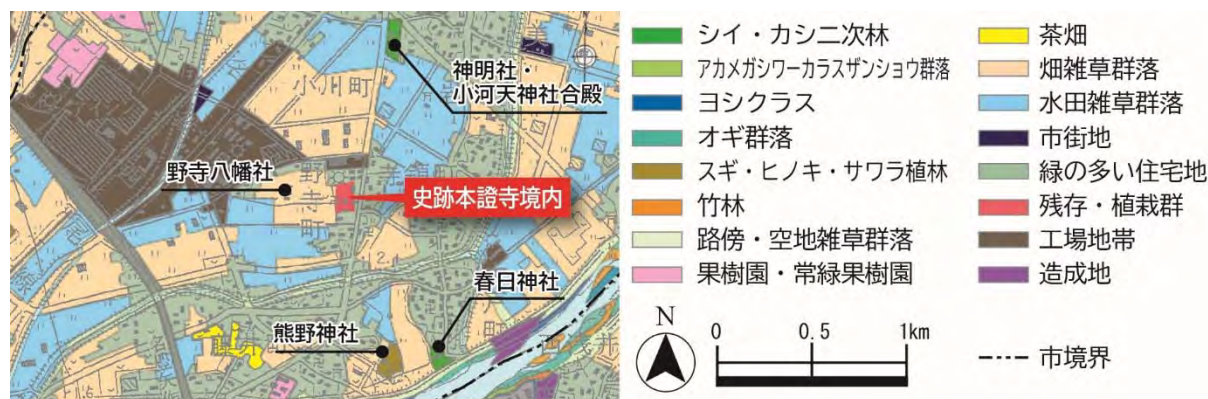


図 2-6 植生図 (生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査 植生調査[環境省 HP]に加筆)

第 2 節 歴史的環境

(本文中の[No.]は【図 2-7】と対応)

本證寺周辺で確認された最も古い人間の活動の痕跡は縄文時代の石鏃の散布地で、外畑遺跡[1]、鳩目遺跡[2]、願明遺跡[3]が矢作川の北側にあるが詳細は不明である。

本證寺から東へ900mにある惣作遺跡[9]では、弥生時代中期から古墳時代初頭の住居域・墓域が検出されており、この遺跡を南限として北へ4 kmに渡って鹿乗川周辺の沖積低地に鹿乗川流域遺跡群が広がっている。他地域との交流を示す外来系土器や、祭祀等に用いられたと考えられる線刻土器が多く出土し、西三河地域の中心的集落であったと考えられる。古墳時代前期に形成された桜井古墳群[14~19]は鹿乗川流域遺跡群を治めた首長たちの墓と考えられ、国指定史跡の二子古墳(前方後方墳・墳長68.2m) [図外]と姫小川古墳(前方後円墳・墳長65m) [16]など、20数基が確認されている。

本證寺の東500mにある寺領廃寺[26]は、奈良時代から平安時代にかけて存続し、碧海郡の中核的な寺院だったと推定されている。その北方には、寺領廃寺へ瓦を供給した瓦窯のひとつとされる大久根遺跡[28]もある。また、本證寺の南には、現在の矢作川左岸にほぼ同時期に営まれた志貴野廃寺[32]とここに瓦を供給した大郷窯跡[34]がある。現在の地形ではこれら2つの遺跡は矢作川で隔てられているが、現在の矢作川の矢作古川との分岐点より西の流路は、江戸時代の慶長年間(1596~1615)に掘削されたものであることから、奈良・平安時代には陸続きで寺領廃寺跡[26]と同じ碧海台地上に存在した。この時代の集落跡としては、木戸城跡[38]、大畑遺跡[29]、志貴野遺跡[33]などがある。さらに、前出の惣作遺跡[9]内の河道からは木簡が出土しており、これは周辺に官衙や官人の存在を示唆するものである。

本證寺西側に近接する大藪畔遺跡[55]では室町時代の地下式坑や火葬施設が検出されていて、戦国期以前の周辺状況を知る手がかりとなる可能性がある。この他、加美遺跡[53]や岩根前遺跡[56]でも室町時代の火葬施設が確認されている。加美遺跡[53]はその後、15世紀末~16世紀には居住域へと変化したと考えられる。



図 2-7 本證寺境内周辺の遺跡と真宗道場位置図 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

中世には城館跡と真宗道場が多く見られ、特に 15 世紀末頃から増加する。城館跡の多くは小規模な居館跡で、時期差があるものの、この地域ではいくつかの土豪や松平氏一族またはその家臣が、次々と居館を構えていたことになる。一方、真宗道場の成立は、本願寺から下付された阿弥陀如来絵像や名号の裏書から推測することができ、真宗道場は、一集落一道場を原則として形成されていった。本證寺への蓮如からの六字名号の下付が応仁 2 年(1468)であるが、本證寺周辺

では、長享2年(1488)に下付された蓮正寺(図外・南)が最も早く、以降、蓮泉寺、正願寺、円光寺(※図外・北)、誓願寺、宿縁寺、松韻寺、安正寺、長因寺と急速に拡大していった。このような状況のもと、永禄6年(1563)の三河一向一揆が勃発した。

江戸時代には、碧海台地の奥にも集落が形成されるようになり、こうした居住域は、概ね今日まで引き継がれている。

なお、安城市には、令和4年4月現在で国指定7件、県指定12件、市指定208件の指定文化財、17件の国登録文化財がある。指定文化財227件のうち国指定3件、県指定5件、市指定25件を本證寺が有している。本證寺が有する指定文化財については第3章に記載する。

表2-1 安城市の指定等文化財

(令和4年4月1日現在)

指定文化財		国	県	市
美術工芸品	絵画	2	2	37
	彫刻	0	2	15
	工芸	0	1	9
	書籍・典籍	0	0	23
	古文書	0	0	29
	考古資料	1	1	13
	歴史資料	0	0	1
建造物		0	1	11
記念物	史跡	3	0	45
	天然記念物	0	3	9
有形民俗文化財		0	1	14
無形民俗文化財		1	1	2
(小計)		7	12	208
(合計)		227		

国登録文化財(建造物)	17
-------------	----

第3節 社会的環境

(1) 人口

令和4年10月1日現在の安城市の人口は188,999人、世帯数は78,014世帯である。

中部経済圏の中心である名古屋市から約35kmという近い距離や、豊田市、刈谷市などの工業都市に隣接するという地理的条件にも恵まれ、全国的に人口の減少が進行する中でも安城市の人口は増加してきたが、令和3年には現在の市域となった昭和42年(1967)以降初めて減少した。

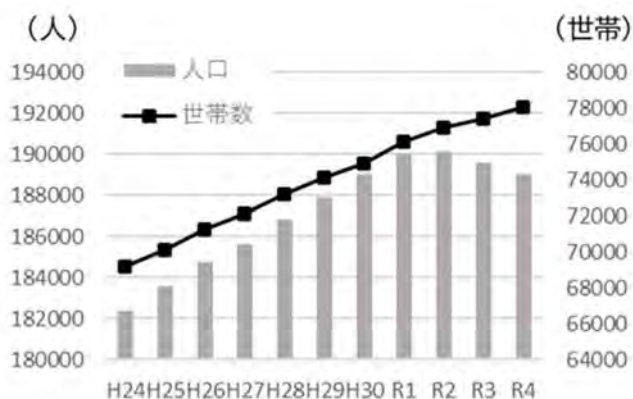


図2-8 安城市の人口と世帯数(2022 安城の統計より)
(令和4年10月1日現在)

計画地がある市域南東部の桜井地域は、名鉄桜井駅を中心に人口が集積しており、駅周辺の区画整理事業の中心である桜井町(8,164人)が最も多く、増加率も高い。計画地が所在する野寺町は人口548人である。桜井地区(中学校区)では市全体より高齢化率が高くなっているが、桜井町は子育て世代など生産年齢人口が占める割合が高い。

(%)

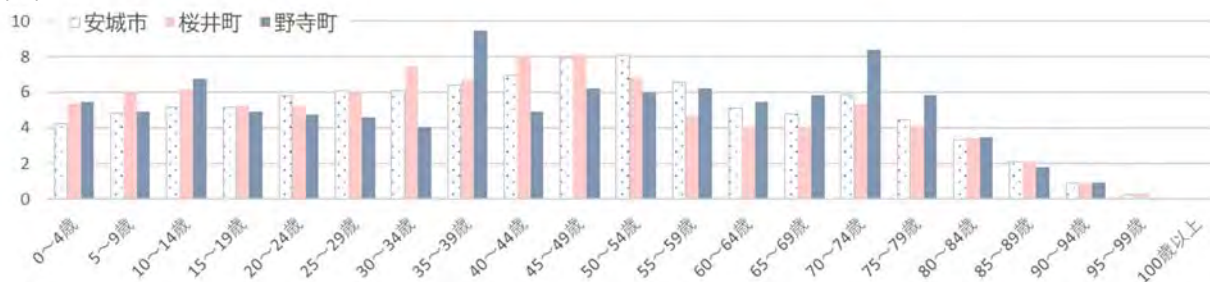


図2-9 5歳階級別人口ピラミッド(令和4年10月1日現在)

(2) 道路・交通

安城市の道路網は、国道1号、国道23号名豊道路、主要地方道などの県道、市道によって、東西南北方向に道路軸が形成されている。本證寺の近くには名古屋市と豊橋市間を結ぶ地域高規格道路である国道23号名豊道路(一部整備中。安城市域は全線4車線で供用済み)が敷かれ、最寄りの藤井ICからは県道44号(主要地方道)や県道294号(一般県道)を通して車で約5分の距離にある。

鉄道は、東海道新幹線三河安城駅があるほか、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、名鉄西尾線が市内に敷かれ、本證寺境内から直線距離で北西約1km地点に最寄りの名鉄西尾線南桜井駅がある。主要駅の東海道新幹線三河安城駅からは南へ約7.5km、JR東海道本線安城駅からは南へ約7kmである。

公共交通機関を利用したの計画地(本證寺境内)へのアクセスは、名古屋(名鉄名古屋駅)からは名鉄名古屋本線・西尾線経由で名鉄桜井駅まで約40分で到達できる(JR名古屋駅からは金山乗り換え)。

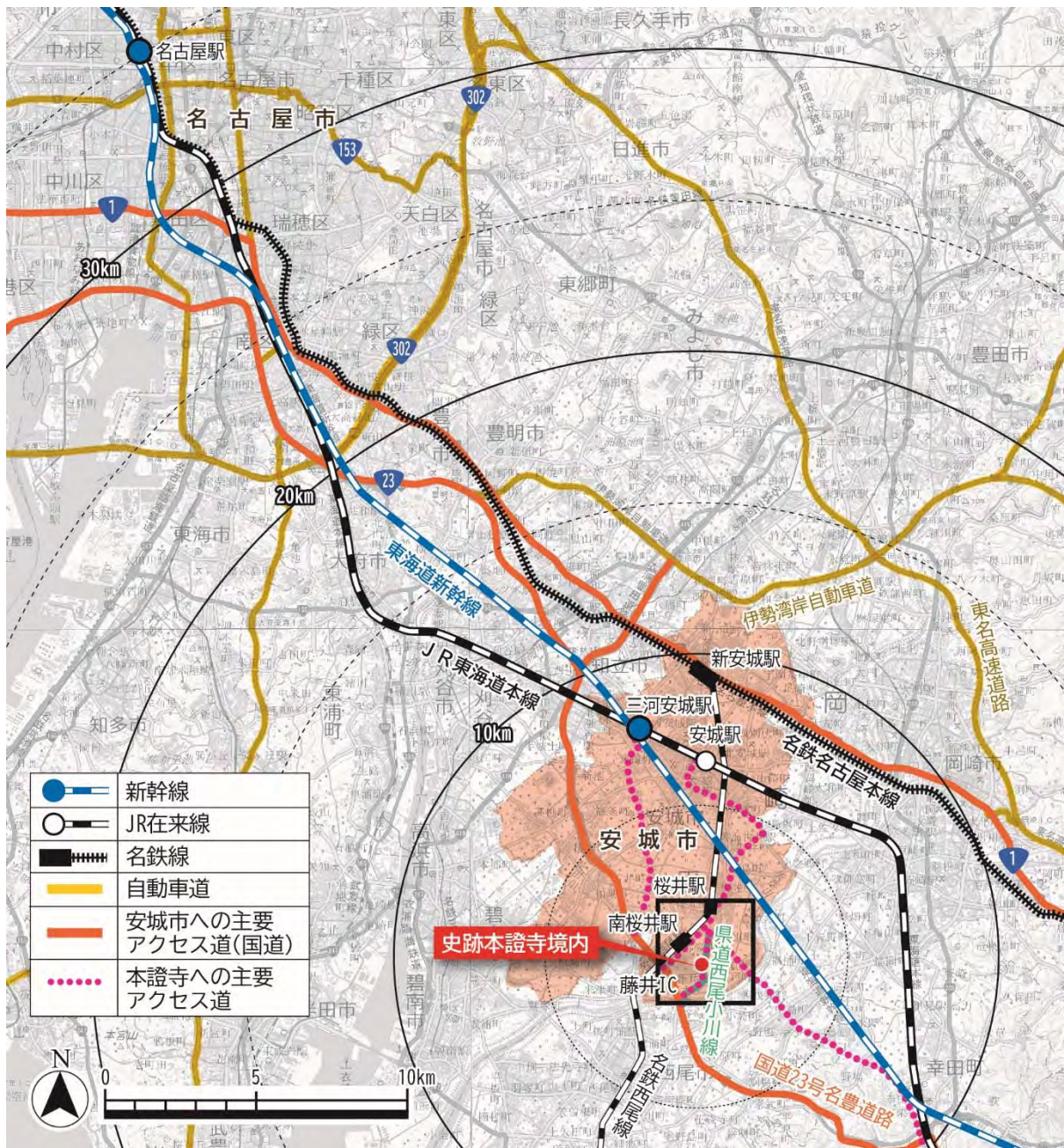


図 2-10 交通・アクセス図(広域)

南桜井駅と北隣の桜井駅からはあんくるバス(安城市コミュニティバス)が一日に右・左まわり各6便が運行している。南桜井駅から本證寺前の「野寺本證寺前」バス停までは約2分で連絡している。なお、南桜井駅からは市道等を使って約1.2kmの地点にあり、徒歩でも15分ほどの距離である。

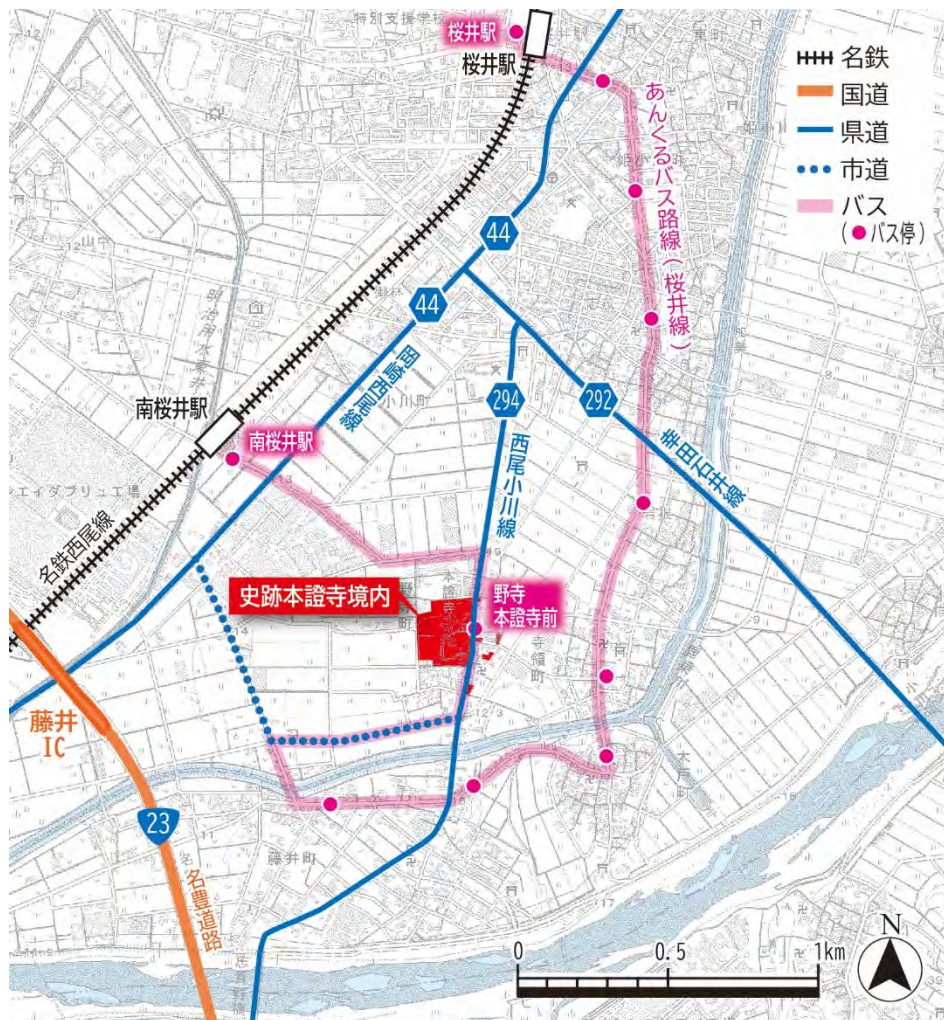


図 2-11 交通・アクセス図(指定地周辺)

(3) 観光・レクリエーション資源

観光資源としては、安城市の農業による発展の歴史をもとに造られたデンパーク(安城産業文化公園)、花とみどりとメルヘンをテーマにした堀内公園、石川丈山の生誕地にちなんだ丈山苑といった観光施設、本證寺境内や安城松平氏の居城安城城跡周辺を公園化した安祥文化のさと(安祥城址公園、安城市歴史博物館、安城市埋蔵文化財センター等)などの歴史・文化資源、日本三大七夕祭りのひとつ安城七夕まつりなどがある。安城七夕まつりは、市民の手による様々な竹飾りを連ねた祭りとして知られ、近年では願いごと日本一を目指して様々な関連イベントを行っており8月第1金・土・日の3日間で100万人ほどの人出がある。なお、近年の新型コロナウイルス感染症による影響で、観光施設の入園制限や各種行事の中止や規模縮小などを行っており、観光客数が減少するなど大きな影響を受けており、安城七夕まつりも2020年、2021年と中止している。

安城市教育委員会では市内各所に分布する歴史・文化資源を巡るコース「安城歴史の散歩道」(現在は10か所)を設定し、パンフレット等を市内各所で無料配布しており、「三河一向一揆の舞台 本證寺を歩く」コースで史跡本證寺境内や本證寺所有の多くの文化財等を紹介・解説している。

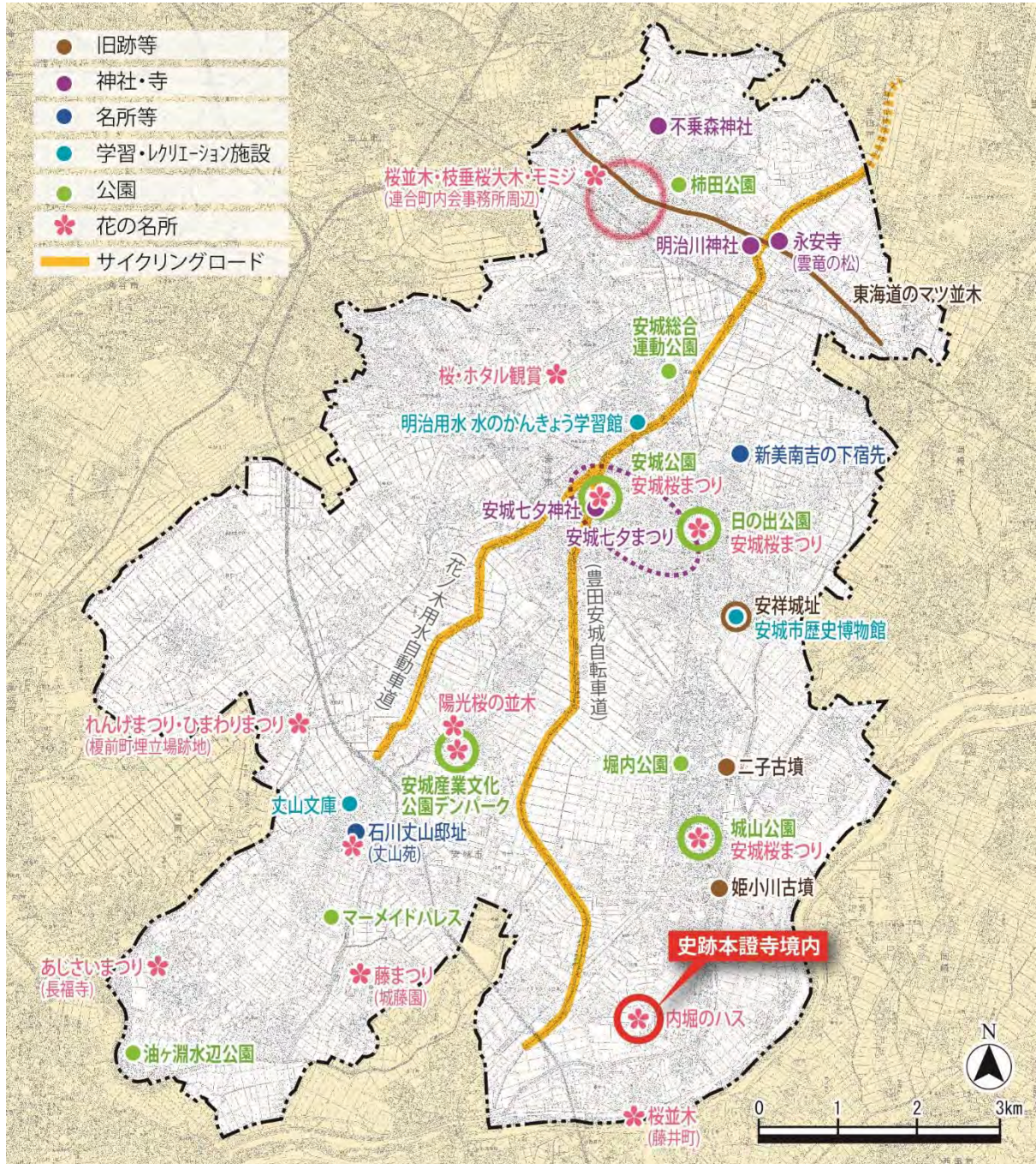


図 2-12 観光・レクリエーション

(4) 法的規制・周辺開発状況

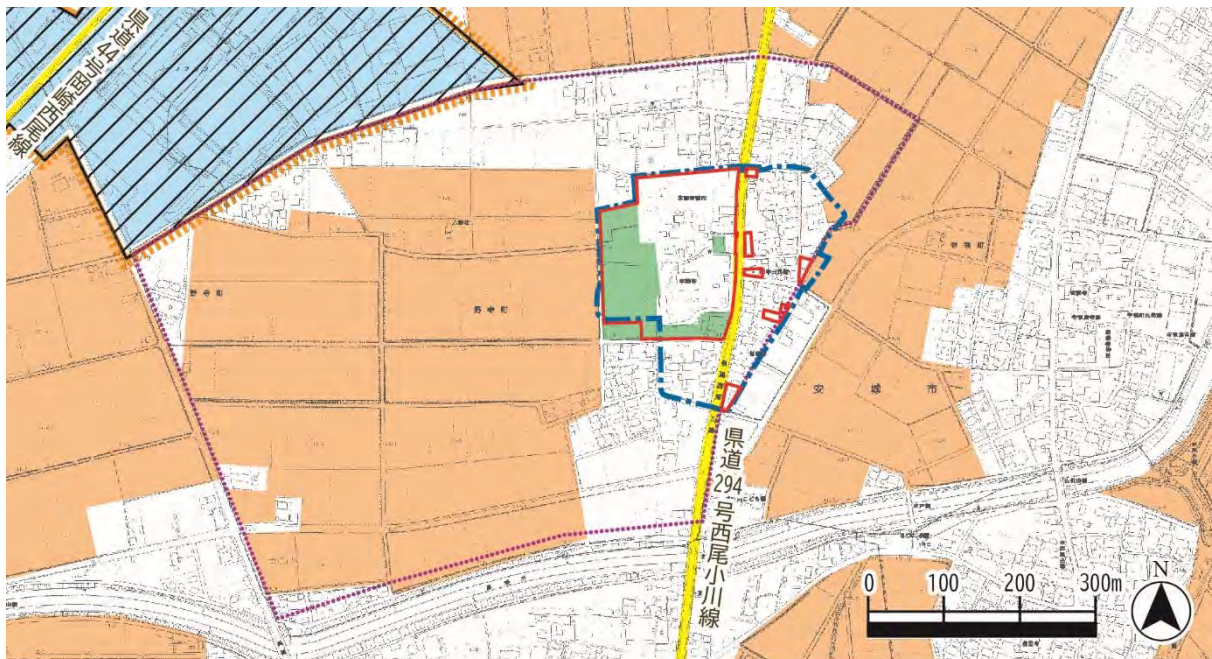
① 法規制

本證寺を含む寺内(本證寺境内)の一部は、「文化財保護法」による史跡に指定されている。

安城市域は全域が都市計画区域となっており、このうち史跡本證寺境内及び周辺は、「都市計画法」による市街化調整区域となっている。史跡の西方の名鉄南桜井駅周辺は市街化区域で工業系の用途に指定されており、自動車関連の工場・事業所が集積している。寺内を貫くように「道路法」の対象となる県道294号が南北に通るほか、市道が縦横に通っている。

計画地は「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域に含まれ、本證寺境内や宅地等を除く周辺農地部分は、農用地区域(今後10年以上の長期に渡り農業上の利用を確保すべき土地)に指定されている。このことから史跡本證寺境内周辺にみられる農地は、今後とも農地として保全される地であるといえる。

また計画地のうち本證寺周辺において本證寺と一体化した史跡整備を目指して、都市公園法第33条に基づき市議会の議決(平成28年9月及び平成30年3月議会)によって「都市公園を設置すべき区域」(公園予定区域)を定めている。その面積は14,061.91㎡で、公有化が完了している。



<文化財保護法>

史跡

<都市計画法>

(全域) 都市計画区域

市街化区域

用途地域(工業地域)

市街化調整区域

<都市公園法>

公園予定区域(議会議決範囲)

<農業振興地域の整備に関する法律>

農業振興地域

農用地区域

<道路法>

県道(市道は省略)

江戸時代の本證寺領

本證寺境内

図 2-13 計画地周辺の法規制図

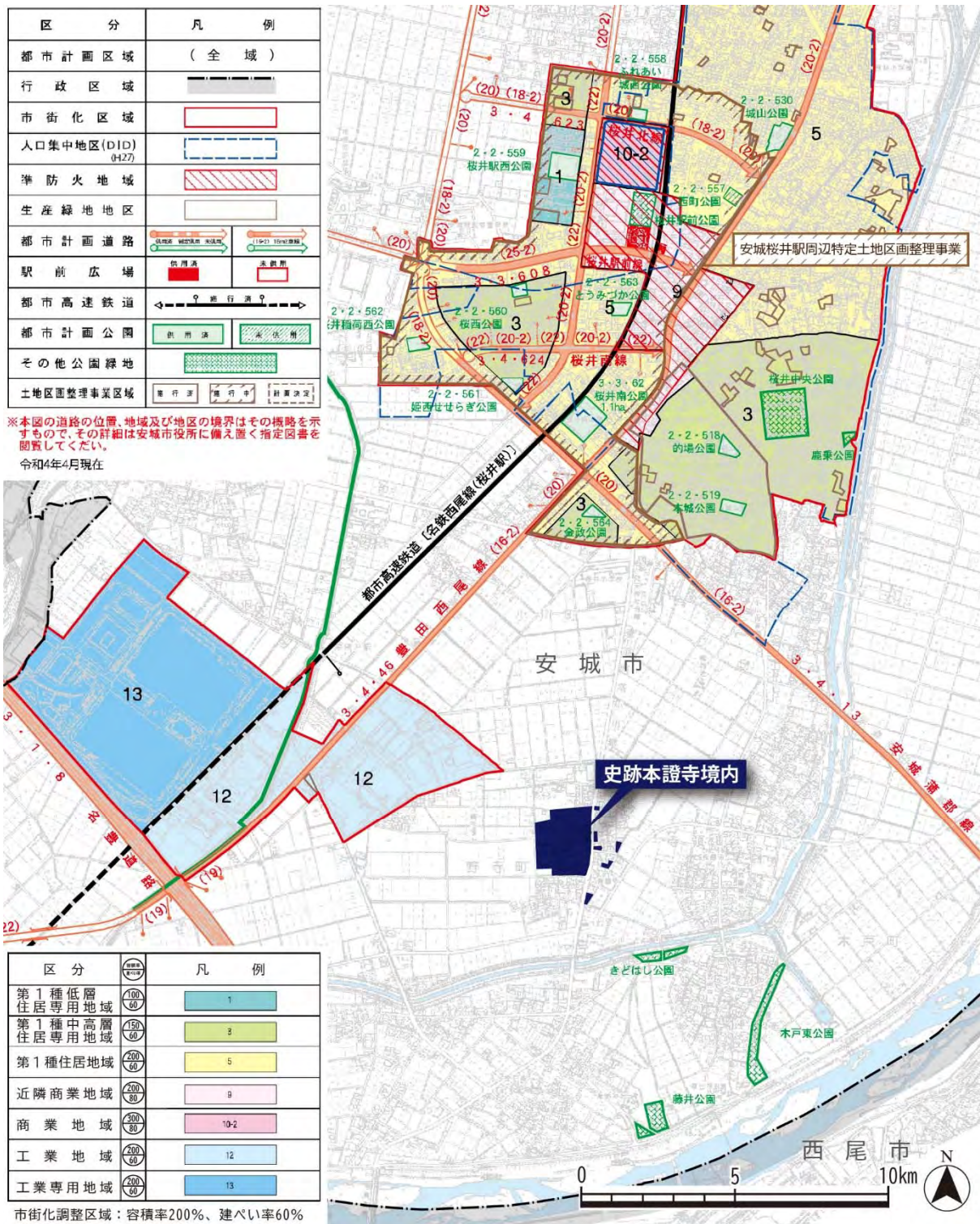


図 2-14 計画地周辺の都市計画図

② 周辺開発状況

安城市の市街地は、JR安城駅周辺の中心市街地と、JR三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の各駅周辺に市街地が形成されている。安城市の総合計画ではこれらを4つの拠点(安城駅都市拠点、三河安城駅広域拠点、新安城駅地域拠点、桜井駅地域拠点)として位置づけており、それぞれの個性を生かし、快適性に優れた拠点形成を進めるとともに、これらの拠点を核として魅力ある市街地の形成を進めるとしている(「第8次安城市総合計画」第3章土地利用の方針より)。

ア) 公園整備状況

安城市における公園の設置状況は、令和4年(2022)4月1日現在で、合計107か所、面積102.28haで市民一人あたり5.4㎡と、愛知県全体の7.9㎡(令和3年[2021]3月31日現在)より少ない。

桜井駅周辺では土地区画整理事業に伴い公園が整備されており、桜井地区の市街化区域内における公園の整備面積は増加しているが、計画地を含む市街化調整区域では整備された都市公園は少ない(【図2-14】参照)。史跡指定地が一部含まれる野寺町集落周辺では街区公園(誘致距離250m)や近隣公園(誘致距離500m)は未整備である。

イ) 桜井駅周辺土地区画整理事業とまちづくり

史跡本證寺境内は名鉄桜井駅を中心とする、桜井地区にある。桜井駅周辺では「安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業」が進行している。当該事業は名鉄西尾線の高架化事業と連携し、駅前広場や幹線道路等の公共施設や駅周辺の商業地の整備、居住環境の改善により、安城市南部の地域拠点としてふさわしい市街地の整備を図るものである。

このように土地区画整理事業によって新たな居住域が形成され、今後は子育て世代の増加が見込まれる一方、従来の集落では高齢化傾向にあり、暮らしやすさや居住環境を豊かにする資源が必要となるといえる。

土地区画整理地区内では、地球にやさしいまちづくりのため、住民による「桜井周辺地区まちづくり憲章」が策定されている。なかでも景観保全地区では、歴史の散歩コースになっていることから和風の落ち着いた雰囲気を維持するため、まちなみ景観ルールが定められている。

桜井まちなみ景観ルール

景観保全地区

<ルール>

- 和風の建築物の特色
- 道路のあるまちなみの雰囲気を醸成するため、建築物の外観は、和風を基本としたデザインとすべき。
- 道路沿いに建てられるだけ利便性を基本としたデザインの軒や生垣を基本としたデザイン。
- 緑意がまちなみの雰囲気を醸成するため、庭木などで緑化してください。

景観保全地区の特色

- 和風のまちなみに調和する形状、色彩としてください。
- 屋敷の形状は切妻屋根としてください。
- 色彩については、屋根は基本式には茶系の濃い目の色、壁面は黒彩色(白~黒)または茶系としてください。
- 外観では景観境界内にブロック積み等を行う場合は御影石など自然石もしくは自然石風のブロックなどとしてください。

うるおい重点地区

<まちなみのイメージ>
先行して住宅の建設が進む地区であることから、他地区のモデルとなるような公園を取り囲んだ緑豊かなうるおいのある低層住宅地をつくりましょう。

<ルール>

- ゆとりのある歩みやすさをつくるため、道路境界線より10m以上、建築物の外壁(車庫は除く)が、壁の厚みのあるカーポート(壁は除く)を併設してください。
- うるおいのあるまちなみをつくるため、道路沿いにシンボルツリーを1本以上植え、また、花壇や植栽などで緑化してください。
- 圧迫感のないゆとりあるまちなみをつくるため、道路沿いに歩みやすさをつくる場合は、ブロックなどの自然石積みは、住宅や店舗のあるファサードなどとしてください。

景観重点地区

<まちなみのイメージ>
桜井駅周辺は、桜井駅とアンパークを結ぶ地区であることから、歩いて楽しいおしゃれなまちなみをつくりましょう。向安桜井駅は、大形店ができ、桜井と他地区を結ぶ交通量の多い地区になることから、規模の大きさを感ぜるまちなみをつくりましょう。

<ルール>

- ゆとりある歩みやすさをつくるため、都市計画道路の道路境界線より50cm以上、建築物の外壁(車庫は除く)が、壁の厚みのあるカーポート(壁は除く)を併設してください。
- 圧迫感がなく歩いて楽しいまちなみにするため、都市計画道路沿いにブロック積みなどの自然石積みは避けてください。
- 落ち着いたまちなみをつくるため、屋外広告物は屋根の上部に設置しないでください。

まちなみ景観ルール対象区域図

凡例

- 景観保全地区
- うるおい重点地区
- 景観重点地区
- 景観重点地区
- 景観重点地区

全地区

<ルール>
うるおいのあるまちなみにするため、道路沿いの駐車場の一部を緑化してください。

●住宅の場合の例

●店舗の場合の例

緑づくりの補助事業

緑化補助金の申請方法はこちら

生垣設置等奨励補助金制度

①生垣設置事業

住宅や店舗において、公園用に生垣を設置する場合は、その費用の一部を補助します。

対象 生垣の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、生垣の設置が、景観を向上させること。

補助率 生垣の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、生垣の設置が、景観を向上させること。

補助額 生垣の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、生垣の設置が、景観を向上させること。

②遊歩機設置事業

住宅や店舗において、公園用に遊歩機を設置する場合は、その費用の一部を補助します。

対象 遊歩機の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、遊歩機の設置が、景観を向上させること。

補助率 遊歩機の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、遊歩機の設置が、景観を向上させること。

補助額 遊歩機の長さ(延床)が、10m以上、高さ1.5m以上、幅1.5m以上、かつ、遊歩機の設置が、景観を向上させること。

図 2-15 桜井まちなみ景観ルール